## 議案第298号

土地及び建物の貸付けについて

上記の議案を提出する。

平成27年12月14日

福岡市長 髙 島 宗一郎

理由

本件は、市民ホール機能及びコンベンションの支援機能を有する施設である福岡サンパレスを市民の用に供することを目的として、その土地及び建物を減額して貸し付ける必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

土地及び建物の貸付けについて

市民ホール機能及びコンベンションの支援機能を有する施設である福岡サンパレスを市民の用に供することを目的として、その土地及び建物を次のように貸し付ける。

- 1 貸し付ける土地
- (1) 所 在 地 福岡市博多区築港本町84番4
- (2) 地 目 宅地
- (3) 面 積 15,805.13平方メートル(電柱の敷地を除く。)
- 2 貸し付ける建物
  - (1) 所 在 地 福岡市博多区築港本町2番1号
  - (2) 構 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上12階建(延面積24,372.41平

方メートル)及びその付帯設備

鉄骨造2階建(延面積429.44平方メートル)

- 3 貸付価額 月額1.155.000円
- 4 貸付けの期間 平成28年5月1日から平成33年4月30日まで
- 5 貸付けの相手方 福岡市博多区築港本町2番1号

株式会社 福岡サンパレス

